

富士川町一般廃棄物収集運搬業許可申請について

1. 許可基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項

市町村長は、「一般廃棄物収集運搬業」の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、「一般廃棄物収集運搬業」の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四（資料1に記載）

- ①収集運搬業を的確にかつ継続して行うための施設(車両を含む。)、能力、経理的基礎等を有し、自ら業務を実施するものであること。
- ②申請者(法人の場合は役員を含む)が、廃棄物処理法上の欠格要件に該当しないこと。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号)
- ③申請者(法人の場合は役員を含む)が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第25条から第29条(資料2)までに規定する罪により罰金以上の刑を受けた者であるときは、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- ④取り扱う一般廃棄物は富士川町内で発生したものであり、かつ、適正な処分先を確保できること。
- ④原則として、一般廃棄物の収集運搬の実績又は見込みがあること。
- ⑤富士川町において「資源ごみ」として分別区分しているもの(ペットボトル、資源化すべき紙(古紙)等)については、再資源化に努めること。(漫然と焼却施設に搬入しないこと。)

2. 取り扱うことのできる廃棄物

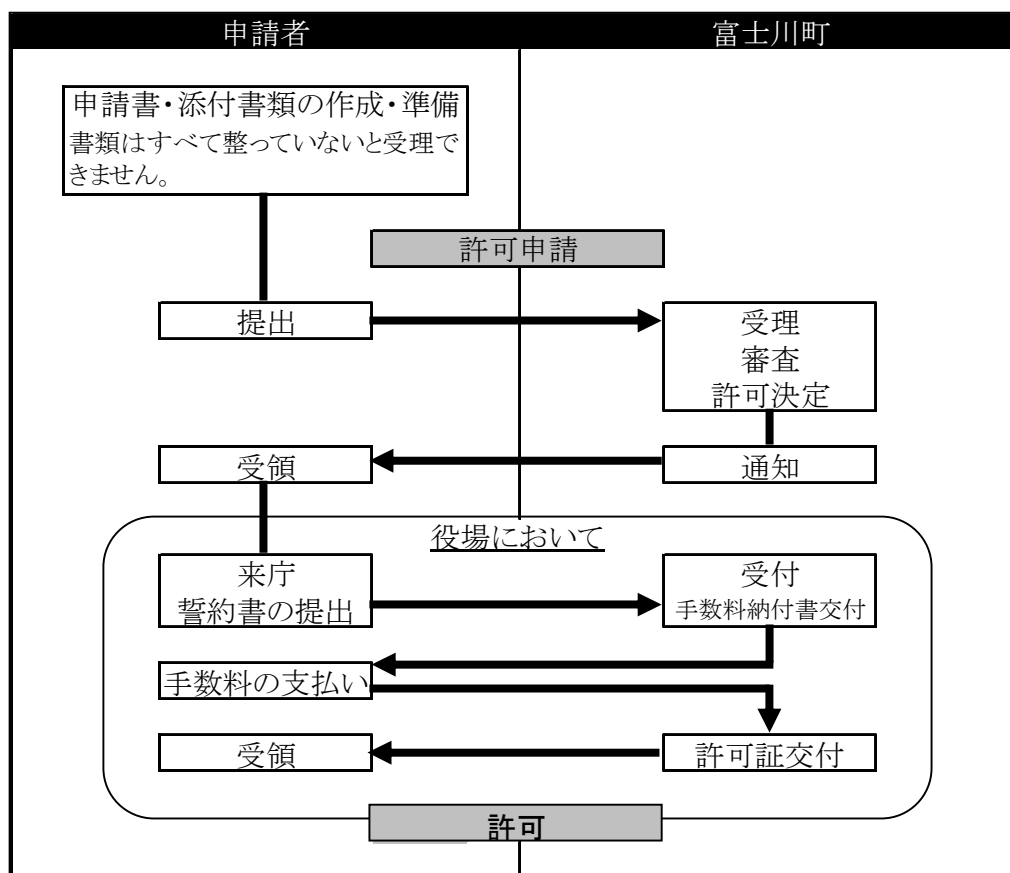
- ①事業系一般廃棄物
- ②家庭ごみのうち、富士川町において処理(収集運搬・処分)が困難であるもの等

事業系一般廃棄物	全般
家庭ごみ	一時多量ごみ(引越しごみ等)
	粗大ごみ
	庭木の剪定枝等
	富士川町指定袋に入らないもの
	富士川町において処理困難なもの

3. 許可申請(新規・更新)

●申請から許可まで

(不許可の場合を除く。)



※ 許可を希望する日の30日前には申請してください。

●許可期間

2年以内

※ 許可期間満了の事前通知はいたしません。許可を更新される場合は、ご注意ください。

※ 許可の更新申請を行う場合は、富士川町内に継続的な作業場所があることが必要です。

●許可申請手数料

3,500円

※ 許可証交付時に、役場内の金融機関でお支払いいただきます。

●添付書類

申請書を表にして、添付書類一覧表の順番に左側を綴じて提出してください。(フラットファイル可)

平成25年度より規則改正に伴い、一部様式、添付書類等が変更となっていますのでご注意ください。また、規則改正後の最初の更新申請については、新規の申請と同じようにすべての添付書類を添付してください。

「事業計画の概要を記載した書類」については特に様式は定めませんが、事業の概要、廃棄物の

飛散・流出及び悪臭防止対策、廃棄物の搬入先を記載してください。
また、併せて契約している事業者の一覧表を提出してください。

4. 収集運搬の実施に当たって

●関係法令等の遵守について

- 1 関係法令及び許可条件を業務従事者に周知徹底すること。
- 2 一般廃棄物処理基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条)に従うこと。
- 3 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、他人に委託してはならないこと。
- 4 収集運搬に関し、帳簿の記載を行い、毎月月末で閉め、1年ごとに閉鎖したうえ、5年間保存すること。

※帳簿の記載内容

収集又は運搬年月日、収集区域又は受入先、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

- 5 自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならないこと。

●中巨摩地区広域事務組合清掃センターへの搬入について

- 1 富士川町以外から発生した廃棄物を混入させての搬入は絶対にしないこと。
- 2 係員の指示及び注意事項を遵守すること。
- 3 係員による積載物の臨時検査に際しては、指示に従うこと。
- 4 手数料の料金、支払い方法等については、事前に確認すること。
- 5 ペットボトル、資源化すべき紙等は搬入しないよう努めること。

(下記「事業系一般廃棄物の資源化の推進について」を参照)

※中巨摩地区広域事務組合清掃センター所在市である中央市の一般廃棄物処理業許可が必要となること。

●事業系一般廃棄物の資源化の推進について

- 1 収集運搬を依頼された事業者から排出された一般廃棄物が、再商品化できるものであるときは、その資源化に努めること。(計画書で明確にしておくこと。)
- 2 収集運搬を依頼された事業者に対し、富士川町における家庭ごみの分別区分と同等以上の分別がなされるよう周知徹底に努めること。また、当該事業者による分別がなされていないときは、収集を行わないものとする。
- 3 ごみ減量化・再資源化について、常に業務従事者に意識させること。

※ 違反行為などがあつた場合は、事業の停止を求めたり、許可を取り消したりすることがあります。

●事業実績報告書の提出について

一般廃棄物処理業等の許可を受けた事業者につきましては、富士川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条に基づき、下記のとおり月1回の業務実績報告書の提出していただくこととなっておりますので、業務実績の報告をお願いします。

- ・ 前月の実績 毎月10日まで

※実績がない場合にも、報告をお願いします。

5. 変更・廃止

●取り扱う一般廃棄物の種類等を変更しようとするとき

取り扱う一般廃棄物の種類の変更

取り扱う事業の区分の変更

収集運搬車両等の追加、変更(減少を除く)

提出書類 一般廃棄物処理業等許可事項変更許可申請書

上記の添付書類のうち当該変更に係るもの

※ 事前にご相談いただき、町の許可を得てください。

●住所その他の事項を変更したとき

住所(所在地)の変更

氏名又は名称の変更

役員の変更

支店長、事業所長等の変更(一定の権限を有する者)

事務所等の所在地(住所を除く。)

収集運搬車両の減少

提出書類 一般廃棄物処理業等許可事項変更許可申請書

上記の添付書類のうち当該変更に係るもの

※ 10 日以内に提出してください。

●事業の廃止をしたとき

提出書類 一般廃棄物処理業等業務廃止・休止届出書

※ 30 日前までに提出してください。

●法第7条の2第4項の規定のいずれかに至ったとき

廃棄物処理法第7条第5項第4号の欠格要件(資料1)に該当した場合

提出書類 一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書

※ 10 日以内に提出してください。

●各書類が必要である場合は、生活環境担当まで御請求ください。郵送いたします。

問い合わせ先

富士川町役場町民生活課生活環境担当

南巨摩郡富士川町天神中条1134

〒400-0592(富士川町役場専用)

電 話 0556-22-7209

FAX 0556-22-8666

E-mail cyoumin@town.fujikawa.lg.jp

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に規定する欠格要件【資料1】

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法(昭和58 年法律第43 号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号。第31 条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40 年法律第45 号)第204 条、第206 条、第208 条、第208 条の3、第222 条若しくは第247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15 年法律第60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第7条の4若しくは第14 条の3の2(第14 条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第41 条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88 号)第15 条の規定による通知があった日前60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14 条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ホ 第7条の4若しくは第14 条の3の2又は浄化槽法第41 条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14 条の2第3項及び第14 条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38 条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38 条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条～第29条【資料2】

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者
 - 二 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可(第7条第2項若しくは第7項、第14条第2項若しくは第7項又は第14条の4第2項若しくは第7項の許可の更新を含む。)を受けた者
 - 三 第7条の2第1項、第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行った者
 - 四 不正の手段により第7条の2第1項、第14条の2第1項又は第14条の5第1項の変更の許可を受けた者
 - 五 第7条の3、第14条の3(第14条の6において準用する場合を含む。)、第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定による命令に違反した者
 - 六 第6条の2第6項、第12条第5項又は第12条の2第5項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者
 - 七 第7条の5、第14条の3の3又は第14条の7の規定に違反して、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者
 - 八 第8条第1項又は第15条第1項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置した者
 - 九 不正の手段により第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けた者
 - 十 第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定に違反して、第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更した者
 - 十一 不正の手段により第9条第1項又は第15条の2の6第1項の変更の許可を受けた者
 - 十二 第10条第1項(第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者
 - 十三 第14条第15項又は第14条の4第15項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者
 - 十四 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者
 - 十五 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者
 - 十六 第16条の3の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者
- 2 前項第12号、第14号及び第15号の罪の未遂は、罰する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第6条の2第7項、第7条第14項、第12条第6項、第12条の2第6項、第14条第16項又は第14条の4第16項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者
- 二 第9条の2、第15条の2の7又は第19条の3の規定による命令に違反した者
- 三 第9条の5第1項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者
- 四 第15条の4の5第1項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入した者
- 五 第15条の4の5第4項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

六 前条第1項第14号又は第15号の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者

第27条 第25条第1項第12号の罪を犯す目的でその予備をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条の7の規定に違反した者
- 二 第15条の19第4項又は第19条の10第1項の規定による命令に違反した者

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第7条の2第4項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。)、第9条第6項(第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。)、第12条第3項又は第12条の2第3項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第8条の2第5項(第9条第2項において準用する場合を含む。)又は第15条の2第5項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者
- 三 第12条の3第1項(第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第12条の3第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
- 四 第12条の3第3項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
- 五 第12条の3第3項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者
- 六 第12条の3第4項若しくは第5項又は第12条の5第5項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
- 七 第12条の3第2項、第6項、第9項又は第10項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者
- 八 第12条の4第1項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者
- 九 第12条の4第2項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者
- 十 第12条の4第3項又は第4項の規定に違反して、送付又は報告をした者
- 十一 第12条の5第1項(第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者
- 十二 第12条の5第2項又は第3項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者
- 十三 第12条の6第3項の規定による命令に違反した者
- 十四 第14条第13項又は第14条の4第13項の規定に違反して、通知せず、又は虚偽の通知をした者
- 十五 第14条第14項又は第14条の4第14項の規定に違反して、通知の写しを保存しなかつた者
- 十六 第15条の19第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 十七 第21条の2第2項の規定による命令に違反した者